

平成 2 7 年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

平成27年度 事業計画

◎事業方針

我が国の経済状況に改善のきざしは見えるものの、なお厳しい経済状況の中、生活困窮という問題に直面し生活を送っている方が多数おられます。

また、本市においても、高齢化率20%を超える高齢社会となっており、ひとり暮らし高齢者や認知症者が増加してきており、様々な生活課題や福祉課題が顕在化してきました。

このような状況を踏まえ、本会としては、誰もが住みなれた地域で安心安全に幸せな生活を送ることができるよう、宇都宮市をはじめ、関係機関・団体等とともに、地域住民の支え合う風土の醸成や、健康でいきいきと暮らせる地域づくりに、一層、積極的に取り組んでまいります。

このようなことから、新年度におきましては、平成25年度に策定した「第3次宇都宮市地域福祉活動計画」を着実に推進していくほか、特に、生活困窮者自立支援法施行に合わせ、モデル事業であった「生活困窮者自立相談支援事業」を本格実施してまいります。

また、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送れるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう「宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業」を実施し、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを推進してまいります。

さらに、認知症者などの権利擁護のため、成年後見制度の正しい理解と普及に努めるとともに、法人後見を実施し、幅が広く息が長い支援を行い、地域住民がいつまでも安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

なお、本会が実施している介護保険事業及び宇都宮市から受託している指定管理施設等につきましても、厳しい状況下ではありますが更なる経営の安定化・効率化に努め、サービスの質の向上を図るなど効果的な運営に努めてまいります。

◎具体的な事業

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

地域社会の中で、誰もが手助け・見守り・声かけなどを自然に行えるよう、様々な啓発活動・交流活動を促進し、相互の理解を深めながら福祉のまちづくりを推進します。

基本施策 / 事業	内 容
①赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進	地域や学校、企業等のやさしさや思いやりを届ける運動である赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金への理解の促進を図り、募金運動の推進を図るとともに、地域福祉活動や福祉施設・団体の事業へ配分し、地域における福祉共育の推進と、地域福祉事業(活動)の促進を図ります。
②やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会支援の充実	市民及び事業者等が協力して、高齢者・障がい者及び児童をはじめとするすべての市民が様々な社会活動に参画できるよう、啓発事業等に取り組み、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの支援の充実を図ります。
③宇都宮市民福祉の祭典支援の充実	多くの市民やボランティアが主体となって「宇都宮市民福祉の祭典」を開催し、市民相互の交流や福祉に対する理解を深めながら、やさしさをはぐくむ心の醸成を推進します。

(2) 福祉に関する人材の育成と共育の推進

誰もがやさしさや思いやり、お互いを尊重する気持ちをはぐくめるよう、出前福祉共育講座やボランティア養成講座などを開催し、福祉に関する人材の育成と福祉共育の推進に努めます。

基本施策 / 事業	内 容
①ボランティア養成の充実	様々なボランティア活動を推進するために、きっかけづくりとしての「ボランティア入門講座」や、学生を対象とした「サマーボランティアスクール」、また「傾聴ボランティア養成講座」・「災害福祉救援ボランティア養成講座」・「福祉共育サポーター養成講座」を開催するなど、様々な分野のボランティアの養成を推進します。
(ア) ボランティア体験プログラムの実施	毎月第3土曜日にエコキャップの運搬を、ボランティア活動への興味・関心がある方の体験型ボランティアとして実施します。 (毎月1回/年12回)
(イ) ボランティア入門講座の開催 (ぼらんていあSaturday)	ボランティア活動のきっかけづくりを目的に、障がいの理解を中心とした入門講座を、親子ともに参加しやすい土曜日に開催します。 (全3回)
(ウ) 学生ボランティアの養成 サマーボランティアスクールの開催	夏休み期間を活用して、高校生から大学生、専門学校生を対象としたボランティアスクールを開催します。 (全3回)
(エ) 災害福祉救援ボランティア養成講座の開催	災害時における活動内容や、防災・減災方法などについて学び、様々な災害に対応できる災害ボランティアを養成します。 (全5回)
(オ) 傾聴ボランティア養成講座の開催	高齢者等が抱える不安や孤独感の解消を図る傾聴ボランティアを養成します。 (全4回)
(カ) コミュニティフレンド養成講座の開催	障がいのある方の社会参加を促進するため、障がいのある方との社会参加、また余暇を共にすることで、社会との接点を広げ多くの人との関わりを広げる活動を支援するボランティアを養成するための講座を開催します。 (全2回)
(キ) サンタクロースアカデミー in うつのみやの開催	若い世代のボランティア活動の促進を図るために、気軽に楽しみながら参加できるサンタクロースボランティアを養成します。修了後は市内の高齢者・障がい者・児童施設等に対してサンタクロース(ボランティア)を派遣します。
(ク) 福祉共育サポーター養成講座の開催	出前福祉共育講座の支援を目的としたボランティアの養成とともに、障がいの理解を中心とした福祉共育サポーター養成講座を開催します。 (全4回)

②出前福祉共育講座の充実	障がいの理解と福祉活動への参画を目的に、障がい当事者を講師として派遣し、講話や体験などを中心とした出前福祉共育講座を開催するとともに、やさしさをはぐくむ心の醸成のために、子どもから大人まで互いに学びあい、教えあい、共に育む福祉共育を総合的に推進します。
(ア)出前福祉講座連絡会の開催	福祉共育を推進するための基盤整備や相互に情報を交換できる場として、講師・アシスタント等を含めた連絡会を開催するとともに、出前福祉講座のプログラム開発に取り組みます。 (年2回)
(イ)福祉共育・ボランティア推進フォーラムの開催	福祉共育を効果的に推進するために、市民や小・中学校の教職員を対象に、人権・道徳教育の基盤である福祉共育推進フォーラムを開催します。 (年1回)

2. 安心して暮らせる仕組みづくり

(1)社会参画の促進

誰もが心豊かに生きがいをもって自立した生活が送れるよう、仲間づくりや生きがいづくりなどの支援を行い、社会参画の機会を確保します。

基本施策 / 事業	内 容
①老人クラブ支援の充実	単位老人クラブが取り組む介護予防活動や地域づくり活動を支援するとともに、市内のクラブ数及び会員数の増加を図り、地区連絡協議会及び老人クラブ連合会組織の充実強化と事業の支援の充実を図ります。 また、平成27年度に創立50周年を迎えることから、会員の意識の向上を図るとともに、各種記念事業に取り組みます。
②老人福祉センターの機能の充実 【市指定管理事業】	60歳以上の市民を対象に各種相談、健康増進事業、趣味などの教養講座等を実施するほか、福祉に関する情報の提供を行いながら各老人福祉センターの機能の充実を図ります。 ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内
③障がい福祉施設機能の充実 【市指定管理事業】	障がいのある方からの各種相談、また日常生活訓練、教養講座等を行いながら、各地域活動支援センターの機能の充実を図ります。 ・雀の宮作業所 ・若草作業所 ・障がい者福祉センター
④地区福祉まつり支援の充実	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催している地区福祉まつりの開催費用の一部を助成するとともに、福祉協力員等とともに、福祉共育の推進を図ります。 (50,000円以内 5年間)
⑤男性高齢者調理講習会事業の充実	地区社会福祉協議会が開催しているおおむね65歳以上の男性高齢者を対象とした男性高齢者調理講習会の事業費の一部を助成するとともに、身近な地域の中で同世代の交流促進を図ります。 (経費の1/2)

(2)情報提供体制の充実

多様な福祉サービスの中から、適切なサービスが受けられるよう、福祉に関する情報発信や相談機能を強化し、情報提供体制の充実を図ります。

基本施策／事業	内 容
①総合相談センター事業の充実	<p>市民の抱える生活・福祉問題等の様々な心配ごと、悩みごと等の相談に応じられるよう相談窓口を開設します。また、身近な地域で相談ができるように、法律相談等各種専門相談を、毎月1回開設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談 月曜日～金曜日 9:00～15:00 ・法律相談 毎月第3火曜日 9:00～12:00 ・心身障がい者相談 毎月第3水曜日 9:00～15:00 ・更生相談 毎月第3木曜日 9:00～15:00 ・精神保健福祉相談 毎月第3金曜日 13:00～16:00
②地域福祉に関する広報・周知・啓発等情報発信の充実	<p>市民の福祉活動への参画を促進するため年4回「社協だより」を発行し、福祉に関する情報の提供や福祉に関するイベントなどを紹介するとともに、ホームページを随時更新し、地域住民に向けた広報・啓発活動の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民に地区社協活動状況の紹介や地域の福祉に関する情報を提供するために、各地区社協が発行する地区社協だよりの発行費用の一部を助成します。 (発行費の1/2 5年間)</p>

(3)さまざまなニーズに応じたサービスの提供

住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、様々なニーズに応じた福祉サービスの提供の充実を図ります。

基本施策／事業	内 容
①権利擁護センター「あすてらす」事業の実施 (日常生活自立支援事業) 【県社協委託事業】	<p>認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続き、日常的な金銭支払いなど、日常生活の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等預かりサービス ・日常生活の見守り <p>○一般相談 月曜日～金曜日 9:00～16:00</p>
②法人後見事業の実施	<p>認知症や障がいなどの理由により、判断能力が不十分なため意思決定が困難な方の判断能力を補い、法人として成年後見制度の後見(保佐、補助)人を受任し、財産管理及び身上監護を行うことで、その方の権利を擁護します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見運営委員会の実施(年4回) ・新規及び受任ケースの支援(財産管理及び身上監護等) ・ケース検討会議の実施(随時) ・成年後見制度に関する周知、相談、助言 等
③介護保険事業等の充実	<p>在宅で暮らす高齢者の方が、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの提供・関連機関との連絡調整を行い、介護保険事業の充実を図ります。</p>
(ア)居宅介護支援事業の運営 (介護保険サービス)	<p>要介護者の方が居宅において、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等が適切に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や相談援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月曜日～金曜日 ・営業時間 8:30～17:15
(イ)訪問介護事業の運営 (介護保険サービス)	<p>介護を必要とする高齢者・障がい者の自宅を訪問し、食事や排泄・入浴などの介助、掃除や洗濯等のサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 年中無休 ・サービス提供時間 9:00～21:00
(ウ)居宅介護事業所の運営 (障がい福祉サービス)	<p>介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の向上のための機能訓練等のサービスを日帰り提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月曜日～土曜日 ・営業時間 9:00～17:00
(エ)通所介護事業の運営 (介護保険サービス)	<p>介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の向上のための機能訓練等のサービスを日帰り提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月曜日～土曜日 ・営業時間 9:00～17:00
(オ)生活介護事業所の運営 (障がい福祉サービス)	<p>介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の向上のための機能訓練等のサービスを日帰り提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月曜日～土曜日 ・営業時間 9:00～17:00

④地域包括支援センター事業の充実 【市受託事業】	地域で暮らす高齢者の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。 ・地域包括支援センター御本丸 ・上河内地域包括支援センター
⑤障がい福祉サービス等の利用計画作成 (計画相談支援・障がい児相談支援) 事業の運営	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児・者の自立した生活を支え、障がい児・者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 ・宇都宮市社会福祉協議会相談支援事業所 ・営業日 月曜日～金曜日 ・営業時間 8:30～17:15 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29-1/3)を除く
⑥福祉車両貸出サービス事業の推進	身体機能の低下や障がい等で、公共交通機関の利用が困難な方の外出を支援するため、車いすごと乗車できる福祉車両を貸出します。 ・利用回数 月2回 1回につき2日まで
⑦車いす等福祉機器・機材の貸出事業の推進	ケガ等で移動が困難になった方、一時的に車いす等の利用が必要な方に貸出を行います。
⑧福祉理美容出張補助サービス事業の推進	理美容店に出向くのが困難な在宅の高齢者で、理美容の出張サービスを希望する方に、福祉理美容出張サービスの出張補助券を交付します。 (年間6枚まで)
⑨ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進	おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅を定期的に訪問し、乳酸菌飲料を手渡すなどの方法により、安否を確認します。
⑩福祉機器・介護用品展示室の開設	要介護高齢者等の日常生活の向上や介護者の介護の軽減を図るための、福祉機器及び介護用品の情報を提供するため、福祉機器・介護用品展示室を常設します。 ・福祉機器の情報提供 ・介護用品の情報提供 開設日時 月曜日～金曜日 9:00～16:00
⑪生活福祉資金等貸付事業 臨時特例つなぎ資金事業の実施 【県社協委託事業】	低所得者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)をするとともに、栃木県社会福祉協議会に生活費及び一時的な資金の貸し付け手続きを行います。 ○生活福祉資金 ・総合支援資金 ・福祉資金 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金 ○臨時特例つなぎ資金
⑫社会福祉資金貸付事業の管理	緊急もしくは一時的に生活費等の貸付を行った貸付金の債権管理を行います。 ・滞納者の実態把握 ・償還指導等(随時)
⑬生活困窮者自立相談支援事業の推進 【市受託事業／新規事業】	不安定な収入や引きこもり等の理由により、経済的に困窮している方々が、住み慣れた地域で安定した生活ができるよう、適切な情報提供、また相談支援員による助言・指導等の早期な支援を行いながら、専門的・継続的な支援が必要な方には自立支援計画を策定し、計画に沿って関係機関・団体等と連携・協働して、包括的・創造的な支援を行います。

3. 地域で支えあうまちづくり

(1) 共に支えあう地域づくり

地域における生活課題に柔軟に対応できるよう、多様なネットワーク機能を充実させ、地域住民が共に支えあう地域づくりを推進します。

基本施策／事業	内 容
①コミュニティワークの推進	身近な地域で、住民相互がともに支えあい助けあい、安心して暮らし続けることができる“向こう三軒両隣”の地域社会の実現を目指して、各ブロックごとに地区担当者(コミュニティワーカー)を配置し、地域の関係機関・団体がそれぞれの機能を発揮できるようネットワークを形成し、効果的な社会資源の活用や、新たな社会資源の開発等を連携・協働して行う体制づくりを推進します。
②コミュニティワーク推進モデル事業 【県社協委託事業(26年度～27年度)】	コミュニティワークを実施していくための体制づくりや、コミュニティワーカーの資質向上を目的に、コミュニティワーカーがアドバイザーの指導・助言を得ながら、専門性を有したコミュニティワークの実践を図ります。
③地区社会福祉協議会支援の充実	地区社会福祉協議会で実施するふれあい・いきいきサロン事業や安心・安全情報キット配付事業等の地域福祉事業の円滑かつ適切な推進を図るために、コミュニティワーカーが中心となり、自治会・民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携しながら支援します。
④ふれあい・いきいきサロン事業の推進	地域の高齢者や障がい者、児童等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができる、支えあい助けあう地域社会の構築を目的に、福祉協力員等が中心となって、地域の自治会公民館や福祉施設等で実施するサロン事業を推進します。 (助成:1ヶ所年額24,000円以内)
⑤ふれあい・いきいきサロン連絡会の設置 【新規事業】	ふれあい・いきいきサロンに関する研修及び会員相互の情報交換や意見交換の場として、各ブロックごとにふれあい・いきいきサロン連絡会を組織し、ふれあい・いきいきサロン事業の効果的な運営の促進、及びサロン相互の連携を図ります。
⑥安心・安全情報キット配付事業の推進	緊急時に本人情報が即座に確認できる「キット」(救急情報シートとその容器等一式)を在宅の高齢者や障がい者などで希望する方々に配付し、対象者が一定の場所(冷蔵庫)に保管することで、緊急時における早期対応や、対象者の不安の軽減を図る事業を推進します。
⑦ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業の充実	地区社会福祉協議会が実施主体となり、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方々を対象に、定期的に会食会等を開催し、孤独感の解消を図るとともに、住民相互の交流を促進します。
⑧自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり推進協議会・地域包括支援センター等関係機関・団体の連携・協働の推進	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業や活動において、自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり協議会・地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携・協働体制の強化を図ります。
⑨福祉団体・福祉施設の連携・協働の推進	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業や活動において、老人クラブや障害者福祉会連合会、また、高齢者・障がい者・児童福祉施設等の関係団体・施設との連携・協働体制の強化を図ります。
⑩まちづくりセンター等市民活動機関との連携・協働の推進	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が取り組むボランティア事業等において、まちづくりセンターなどの関係機関・団体との連携・協働体制の構築を図ります。

⑪ボランティアセンター機能の充実	すべての市民が、ボランティアに関する理解と関心を深め、様々なボランティア活動への参画の推進を図るとともに、ともに支えあい助けあう市民協働の地域社会の実現を目指して、機能の充実を図ります。
(ア)ボランティアの相談・登録・調整	ボランティアに関する相談に応じるとともに、個人や団体の登録受付を行い、ボランティアを必要とする人と活動を希望する人の調整を行います。
(イ)ボランティア団体への活動支援の推進	ボランティア団体が独自に開催する研修会への支援などを行い、ボランティア個人の資質の向上や団体が円滑に活動できるよう支援します。
(ウ)中間支援組織との連携強化	まちづくりセンターなどの中間支援組織との連携を強化します。
(エ)ボランティア研修会の開催	登録しているボランティア団体・個人を対象に、相互が交流の場となる研修会を開催します。 (全1回)
⑫災害ボランティアセンター機能の充実	災害福祉救援ボランティア養成講座を開催しながら、市民の防災・減災の意識の向上と災害時におけるボランティア活動への参画の促進を図るとともに、災害時に、迅速に適切に「災害ボランティアセンター」が設置できるよう、市や関係機関・団体等と連携・協働体制の構築を推進します。
(ア)災害ボランティアセンター運営訓練の実施	市が主催する防災訓練に災害ボランティアとともに参加し、災害時に備えた訓練と、災害ボランティアセンター運営訓練を行います。
(イ)災害情報の収集・発信	災害情報を広く収集し、市民に対し発信します。
(ウ)災害福祉救援ボランティアフォローアップ研修	災害ボランティア登録者を対象に、フォローアップ研修を開催します。 (全1回)
⑬ファミリーケアサービス事業の充実	住民参加型の在宅福祉サービス事業で、事前に会員登録した協力会員(支援者)が利用会員(日常生活を営むうえで支障のある高齢者、障がい者、妊産婦など)に必要な家事援助サービスを有償で提供します。 ・提供日 月曜日～金曜日 ・提供時間 9:00～17:00 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29-1/3)を除く

(2)市民の主体的な地域活動への支援

誰もが地域福祉の担い手として、地域福祉活動を継続的に行えるよう、地域住民の自発的な活動への支援を充実させ、地域が一体となった地域福祉活動を推進します。

基本施策 / 事業	内 容
①モデル地区による小地域福祉活動計画の策定 【新規事業(27年度～29年度)】	地域の生活・福祉課題の解決を図ることや住民の地域福祉活動への積極的な参画の促進を目的に、各ブロックからモデルとなる地区社会福祉協議会を選定し、コミュニティワーカーの支援のもと、地域の関係機関・団体と連携しながら小地域福祉活動計画の策定を進めます。
②福祉協力員制度の推進	誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることができる“向こう三軒両隣”の地域社会の実現を目指して、各地区ごとに自治会長の推薦を受けた約2,400名の福祉協力員が、同じ地域で暮らす住民として、福祉に関する悩みや不安や孤独感を抱える方々に対して、見守りや声かけ活動を行うとともに、「ふれあいいきいきサロン事業」や「安心・安全情報キット配付事業」等に積極的に参画し、住民相互の支えあい助けあい活動の推進を図ります。
③社会福祉協議会会員制度の充実	会員を募集することにより、福祉に対する理解の促進を図り、自主財源となる会費を納入していただくことにより、地域福祉事業の推進に努めます。
④ぎんなん基金事業の充実	ぎんなん基金への積極的な寄附金の受け入れを行うほか、既存募金箱設置場所の定期訪問及び新たな募金箱設置場所の開拓を行い、基金の増強を図ります。 また、ぎんなん基金を国債及び県債等により、適切かつ効果的に運用することで、基金を活用した地域福祉活動の充実を図ります。

⑤善意銀行事業の促進	市民からの善意の金銭や物品を、日常生活に支障をきたしている方や福祉施設・事業所などに拠出するとともに、使用済み切手やプルタブなどを収集し、災害時に対応するために必要な機材や、貸出し用車いすなどの整備に充てるなど、住民相互の支えあい、助けあい活動を推進します。
(ア)金銭・物品の預託・払い出し	市民からの善意の金品の預託を受け、必要とする個人・施設等に払い出しを行い、活用します。
(イ)収集物品の預託	使用済み切手、プルタブ、エコキャップ等の預託を受け付けます。
(ウ)火災見舞金の交付	火災全焼世帯を対象に、見舞金を交付します。 (1世帯10,000円)
⑥宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業 【市受託事業／新規事業】	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する「宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業」の管理運営機関として、円滑かつ適正に事業を展開します。
⑦敬老会事業の充実	多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者(75歳以上)を対象に、記念品の贈呈や地域ぐるみで式典を開催するなど、市・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が共催で敬老会事業の充実を図ります。

4. 指定管理施設等の管理・経営

(1) 指定管理施設の管理・経営

指定管理施設について、利用者、市民から評価が得られるようサービスの質の向上に努めるとともに、施設の設置目的に沿った運営を行い、より効果的・効率的で適切な管理運営を行います。

基本施策／事業	内 容
①老人福祉センターの管理・経営(5施設)	各老人福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。
(ア)ことぶき会館 (イ)ふれあい荘 (ウ)やすらぎ荘 (エ)すこやか荘 (オ)上河内	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進・教養向上事業 ・生活相談・健康相談事業 ・老人福祉センター文化祭 等 開館時間 9:30～16:00 9:00～16:00(上河内)
	ことぶき会館 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3) ふれあい荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始(12/29～1/3) やすらぎ荘 休館日 水曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3) すこやか荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始(12/29～1/3) 上河内 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)
②地域活動支援センターの管理・経営(3施設)	各地域活動支援センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。
(ア)雀の宮作業所 (イ)若草作業所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加促進事業 野外レクリエーション及び適応訓練等(年5回) 社会見学(年1回) ・地域に根ざした活動 地域での各種イベント等に参加(年4回) ・文化教養講座の開催 アート教室・パンフラワー教室・音楽教室他 ・健康づくりのための行事参加 スポーツ大会への参加(年2回) 開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)
(ウ)障がい者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業(在宅障がい者の通所による日常生活に必要な便宜の供与) ・講座事業(11講座を実施) ・障がい者福祉センター事業(医療・生活相談、センター交流会、福祉図書への貸出し等) ・施設広報紙の発行 開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)

③総合福祉センターの管理・経営(2施設)	各総合福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。
(ア)宇都宮市総合福祉センター (イ)河内総合福祉センター	<p>地域福祉活動の拠点として、福祉情報の提供や活動場所の提供を通して、地域福祉活動の増進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 ・健康づくり教室の実施 等 <p>宇都宮市総合福祉センター 開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始(12/29-1/3)</p> <p>河内総合福祉センター 開館時間 9:30～21:00 【大会議室・研修室・浴室】 開館時間(4月～9月) 9:30～17:30 開館時間(10月～3月) 9:30～16:30 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/27-1/4)</p>

(2)市からの受託事業の実施

宇都宮市からの受託事業について、その事業の目的に基づき適切な事業の実施に努めます。

基本施策 / 事業	内 容
①障がい者生活支援センターの実施	<p>日常生活に不安を抱えている在宅の障がいのある方とその保護者に、障がい福祉サービスの利用支援、地域の社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介などを行いながら、身近な地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自立生活を支援するとともに社会参加を促進します。</p> <p>受付日 月曜日～日曜日 受付時間 8:30～17:15 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29-1/3)を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における相談事業 ・各種福祉サービスの利用援助 ・専門機関の紹介など
②地域包括支援センター事業の実施	<p>地域で暮らす高齢者の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。</p>
(ア)地域包括支援センター御本丸 (イ)上河内地域包括支援センター	<p>受付日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的マネジメント ・介護予防マネジメント ・介護予防事業 等
③日中一時支援事業の実施	
(ア)放課後支援型 あっとほーむ・うだい あっとほーむ・すずめ あっとほーむ・かわち	<p>障がいのお子さんに、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性などの習得の場を提供することにより、将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の負担軽減及び自由な時間の確保を図ります。</p>
(イ)日中支援型 河内地域活動支援事業所	<p>障がいのお子さんに、社会に適応するための日常生活訓練、見守り等を行い、日中における活動の場を確保するとともに、保護者の負担軽減及び自由な時間の確保を図ります。</p>
④身体障がい者福祉バス事業の実施	<p>障がいのある方の社会参加を促進するため、身体障がい者福祉バス「友愛号」を運行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 市内に居住する障がい児者及びその介護者等 ・利用の範囲 機能回復訓練、研修会等 ・乗車定員 32名まで(車イス2台可) ・運行の範囲 9:00～17:00の間で、1日の走行距離が概ね200km以内

⑤奉仕員養成講座の実施	障がいのある方の社会参加を支援するための、地域で活動できる各種奉仕員の養成講座を実施します。
(ア)手話奉仕員養成講座 (イ)点訳奉仕員養成講座 (ウ)音訳奉仕員養成講座	手話奉仕員養成講座 全40回 点訳奉仕員養成講座 全40回 音訳奉仕員養成講座 全35回
⑥要約筆記者派遣事業の実施	聴覚障がい等により文字による通訳が必要な方を対象に、要約筆記者を派遣します。
⑦移動支援事業の実施	屋外への移動が困難な障がいのある方の外出や余暇活動等の社会参加の際に、訪問介護員が外出の支援を行います。
⑧生活困窮者自立相談支援事業の推進 【新規事業】	不安定な収入や引きこもり等の理由により、経済的に困窮している方々が、住み慣れた地域で安定した生活ができるよう、適切な情報提供、また相談支援員による助言・指導等の早期な支援を行いながら、専門的・継続的な支援が必要な方には自立支援計画を策定し、計画に沿って関係機関・団体等と連携・協働して、包括的・創造的な支援を行います。
⑨宇都宮市高齢者等地域活動支援 ポイント事業 【新規事業】	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する「宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業」の管理運営機関として、円滑かつ適正に事業を展開します。